

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和6年第1回定例会)

筑西市議会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和6年3月13日（水） 開会：午前9時59分 閉会：午後1時55分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

- 議案第31号 財産の取得について
議案第34号 令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）のうち所管の補正予算
議案第35号 令和5年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第36号 令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第37号 令和5年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第38号 令和5年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第42号 筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
議案第43号 筑西市介護保険条例の一部改正について
議案第44号 筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
議案第45号 筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第46号 筑西市五葉児童クラブ条例の制定について
議案第50号 義務教育学校の開校に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
請願第1号 HPVワクチンについての啓発及び男子の接種費用助成に関する請願
-

4 出席委員

委員長	中座 敏和君	副委員長	仁平 正巳君		
委員	新井 暁君	委員	國府田和弘君	委員	小倉ひと美君
委員	大嶋 茂君	委員	三浦 譲君		

5 欠席委員

委員 日高 久江君

6 議会事務局職員出席者

書記 鈴木久美子君

委員長 中尾敏和

○委員長（中座敏和君） ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。よって、委員会は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は、日高委員、1名であります。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後執行部に入室していただき、財産の取得について1案、条例議案6案、補正予算議案5案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、まず、請願第1号「HPVワクチンについての啓発及び男子の接種費用助成に関する請願」について審査願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述を簡潔にお願いいたします。

○請願提出者 こんにちは。請願者の〇〇〇〇と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

今回の請願についての説明ですが、可能な限り簡潔にしたつもりですが、HPVワクチンについては伝えたいことがかなり多く、少し10分程度長いお話になることをまずお許しいただきたいと思います。また、ちょっと長くなりますので、手元……

○委員長（中座敏和君） すみません。マスク外してもらっていいですか。

○請願提出者 ごめんなさい。また、ちょっと説明が長くなってしまったので、手元を見ながらの説明になってしまうこともご容赦いただけますと幸いです。

今回請願をしたのは、これはただの請願ではなくて、人の命に関わる話です。「もう「知らなかった」という理由で、死なないで欲しい。」、私が今回請願を提出させていただいた理由の全てが、この一言に詰まっています。この「もう「知らなかった」という理由で、死なないで欲しい。」というのは、まだHPVワクチンが積極的な推奨を差し控えられた頃に、その積極的接種の推奨再開を目指す有志の団体が出したメッセージ広告のキャッチコピーの一つです。私は、元医療従事者です。今現在1児の母でもあり、そして自分より若い人たちの未来を思う一人の大人でもあります。子供たちのこれからの未来を考えたときに、今のHPVワクチンの接種率の低さについては、とても見過ごせない状況であると思いました。これが例えばコロナワクチンのように、正しい情報が行き渡った上での接種率の低さであつたらしやうがないかなと思うのですけれども、HPVワクチンについてはまだ正しい情報について知らない、あるいは誤解をしているという人が多いままと印象です。

その原因の一つが、言うまでもなく、当時、9年か10年ぐらい前のマスコミによるワクチンについての不安をあおるようなやや偏った報道というのが、間違いなく原因の一つであると思います。しかし、当時報道されたようなセンセーショナルな副反応疑いの症状については、その後ワクチン接種との因果関係はなかったということがしっかりと証明されていますので、今ではHPVワクチンの接種というのがデメリ

ットよりも、副反応のリスクなどよりも、接種のメリットが大幅に上回るということは世界的な常識でもあります。

しかし、その中で日本だけがいまだ接種率が大幅に低いままです。特に先進国の中ではという意味合いなのですが、接種率が高い国、例えばオーストラリアなどでは、2028年頃には子宮頸がんは撲滅できるだろうという予測まで出ているそうです。ですが、日本は全くそこに追いついていないです。昨年11月の議会だよりで、セミナーに参加させていただいたので見たのですが、そこで筑西市の接種状況を書いてあるのを見たのですが、筑西市の接種率も全然まだ低いままだと思いました。

子宮頸がんは別名マザーキラーと呼ばれているように、ちょうど妊娠、出産を考えている世代とか、あと子育て中の世代に、そしてそれらの子供たちにとって深刻な影響をもたらす疾患です。その子宮頸がんのほとんどがワクチンで予防できるのに、ワクチンの接種率が全然上がってこないというのは、本当に危機的な状況です。守れる命だったり子宮が、正しい情報を知らないまま、あるいは誤解を受けたまま守れなくなるほど無念なことというのはないのではないのかなと思います。

しかも特にHPVワクチンの定期接種対象の年齢になっている子供たちについては、大体小学校6年生から高校1年生ぐらいと、選挙権がない年齢の子供たちです。この子供たちの命を守れないということがあれば、それは完全に大人の責任だと私は思っています。子供たちは、自分たちの命や健康について真剣に考えてくれるリーダーを選びたいと思っても、選ぶことさえできません。そして、生まれた地域によって、あるいは自治体のリーダーたちの意識の差によって、子供たちの命や健康に差が出ることは決してあってはならないと私は思っています。ですが、私一人の力ではもうどうにもできないです、この状況。だからこそ、皆さんにどうか力を貸していただきたく、私は今この場にいます。選挙に参加することすらできない子供たちの命と健康を守るために、今ここにいる皆さん、どうか力を貸していただけませんか。

特にキャッチアップ世代の対象者は、公費で接種できるのが来年の3月まで、要するに初回は日高議員など言っていたと思うのですが、9月頃までというタイムリミットがあります。ワクチン接種のチャンスというのは、大体長期休み頃になるので、現実的には夏休みぐらいまでなのではないのかなと思っています。それを過ぎてしまうと接種費用が高額になってしまうので、経済的な負担というのはワクチン接種のハードルをぐっと上げてしまいます。

今、対象の世代、特にキャッチアップ世代、タイムリミットが迫っているキャッチアップ世代に、この危機感やこの思いというのは十分に届いているのかなと思います。まだまだなのではないかなという印象です。あるいは本人に届いていても、対象の子供たちに届いていても、保護者の方の同意が得られなくて困っている子供たちというのもあるという話も少し聞きます。圧倒的に情報がまだまだ足りていないのではないのかなと思います。対象者本人あるいはその保護者に対して、正しい情報というのがまだまだ行き渡っていないのではないかなと思います。マスコミが連日副反応の報道をしたときと同じように、同じぐらいのエネルギーでキャッチアップ接種についてももっともっと、あるいは定期接種についてももっともっと、副反応のリスク等よりも接種するメリットのほうに圧倒的に大きいのですということを、あの当時の報道は十分偏っていた報道ですということを、もっともっとお伝えしていかなければならないのかなと思います。個別に通知を送るというのもすごくいいと思うのですが、もうそれだけでは無理な段階まで来ているのではないかなと思っています。

そうすると、例えば今HPVワクチンについて、すごく積極的に動いている自治体とかがやっていることは、少なくとも全部まねする。そのぐらい、全部やりましょうぐらいのエネルギーというのが必要なのではないかと考えています。例えば山形県南陽市の市長は、高校の入学式などで祝辞とともにHPVワクチンについてお知らせを行っています。この市のホームページは、トップに大きくHPVワクチンについての啓発を載せています。また、東京都は、3月4日が国際HPV啓発デーだったのですけれども、その日に都の公式LINEでメッセージを出しています。また、東京都では次の4月からの予算案に、男子の接種についても助成する内容を盛り込む予定だそうです。また、自治体とは少しずれてしまうかもしれないのですが、千葉大学や熊本大学などでは、附属の大学病院に接種会場を設けて、学生や教職員を対象としたキャッチアップ接種を行ったそうです。

こうしてHPVワクチンについて国よりも積極的な動きをしている自治体は、残念ながらまだまだ少ないです。その中で、もし筑西市がHPVワクチンについて積極的な動きを見せたとき、それは必ず自治体としての誇りになると思います。また、この都市で育つ子供たちの誇りになると思います。筑西市には、これだけ子供たちの未来を考えている大人がたくさんいるのだぞということを、強力に伝えるメッセージになるのではないかと考えています。もしも筑西市に予算があるのであれば、例えば子育て支援としての出産お祝金なども本当にうれしいです。それもすごくありがたいのですが、中には残念ながら給付金とかをもらったら、ギャンブルなどに使ってしまったという親御さんの話も少し聞きますので、例えば給食費の無償化のように直接子供のために使われるところにぜひ優先的にお金を使ってほしいと考えています。

そこで、男子の助成についても併せてお願いしているのは、HPVワクチンの接種が例えば中咽頭がんなどの予防など、男の子本人にとってもメリットがあるのはもちろんのこと、万が一このまま女子の接種率が上がってこなかったときに、集団免疫獲得のためには、男子の接種率が上がっていることも非常に重要だと考えています。子宮頸がんは、人類が初めて克服し得るがんと言われています。全員で正しい知識を持って立ち向かえば、他国のように日本も子宮頸がんゼロに近づけるはずですが、その一歩をぜひ筑西市も踏み出してほしい。むしろ筑西市から始めるというぐらいの気持ちで、ぜひ一緒にこの危機的な状況に立ち向かってもらえないでしょうか。

コロナ禍で、私たちは予防できる病気はやっぱり予防するのが一番ということを、すごく身にしみたと思います。感染症予防について正しい知識とワクチンや薬などの武器とともに立ち向かえば、被害を最小限に抑えられるということも同時に学んだと思います。コロナ禍でどこの国よりも真面目にマスクをつけて、時に行動制限までしてワクチンを打ちながら、先進国の中でも少ない死者数に抑えられた日本国民が、子宮頸がんという人類が初めて科学、医学の力で克服できる病気に立ち向かえないはずがないと思っています。そのためには、やはり経済的な負担の軽減と、あとは忙しい学生さんたちや社会人になってしまっている皆さんに、アクセスのよいワクチン接種の機会を提供すること。そして、何よりも正しい情報がきちんと全ての人に伝わっていることが、本当に重要だと思います。それら全てを盛り込んだのが、今回提出させていただいた請願の内容になっています。

例えばコロナ禍のピークのときには、「コロナ」や「コロナワクチン」という言葉を聞かなかった日はなかったと思います。それが話題にならなかった日はなかったと思います。それでも、最終的なコロナワクチンの接種率というのは、それでやっと8割程度です。だから、HPVワクチンのもし女子を本当に優先的にということであれば、女子の接種率を8割に本当に上げようとするならば、コロナのワクチンと同じ

ぐらいHPVワクチンというものをもっと盛り上げて、本当に全ての人に伝えて浸透させるところまでいかなければいけないと思っています。

重ねてのお願いになるのですが、未来を担う若者たちの命と健康を守るためにどうか力を貸してください。もう誰も知らなかったという理由で死なせたくありません。逆に知っているというだけで救える命があります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） ただいまの説明に対して質疑はございませんか。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 詳細な説明ありがとうございます。

確認なのですが、現在の予防接種法では、小学校6年生から高校1年生相当の女子は無料で接種ができるということになっているのかどうかというのを確認です。それから、9歳以上の男性も現在任意で接種を受けられるということになっているのも、確認それもしたいです。

お話の中にありましたように、リスクのほうを報道されましたよね、随分。これについては、因果関係は示されていないということで理解はしているのですが、まだまだ世間的には、このHPVワクチンはリスクが大きいのだという認識が非常に強いと思うのです。それを払拭するのは大変なエネルギー、いろいろマスキングを含めてあるのですが、今日本で認可されているHPVワクチンは2価、4価、9価の3種類ということだと思うのですが、詳しいそういう医学的なことはいずれにしても、請願の趣旨はある程度理解できましたけれども、ただ1つ気になるのは、我々も含めて入学式や卒業式での祝辞等を含め、その啓発活動するということに対してはちょっと違和感があるのです。問題がそういうときにはこれと違いますので、本来ならば学校教育の中で、保健体育のほうで強く進めるのが筋ではないかなと私は感じたものですから、その辺のところ。

それから、恐らくほとんど世間的には男子のHPVワクチンのことはまだまだ知られていないと。ですから、何らかの方法でこれを、請願に不備があるということではなくて、世間にもっと知らせる方法が先決のような気がするのですが、その辺についての感想をお聞かせして。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方。

○請願提出者 まず、順番に説明します。定期接種に関しては、恐らく今までもこれからも無料のはずです、定期接種なので。私の記憶が違っていたら申し訳ないのですが、多分おたふくかぜとかと違って定期接種なので無料だったはずで、定期接種の方は。キャッチアップ接種の世代に関しては、今のところ来年の3月までというふうになっている。それを延長しようかどうかという案も出ているそうなのですが、決まるかどうか分からないので、今のところ3月まで。それを越えると自費ですというのははっきり言われています。

男子も今現在で任意で接種できるはずで。実際にやった、うちの子は接種しましたという報告は私の周りでも聞いているので、男子が絶対にできないということはないはずで。それは、多分最寄りの小児科であったりとか、男の子が産婦人科に行くことというのはないと思いますので、男子で接種している方は、恐らく小児科等で接種しているのではないかと思います、できるはずで。

リスクの報道に関してなのですが、因果関係、あのときの副反応報道であったものがまだまだ理解されていないというところが、これが本当に私の中では問題だと思っていて、恐らくその不安を払拭してあげるといっても、それも大人の責任だと思っています。まず、不安を取り除いてあげる。ワクチ

ンとか薬って本当にリスクがゼロというものはないのですけれども、当然ワクチンも薬である以上、何らかの副反応はあります。けれども、それもかなり低い確率であることも証明されていますので、そういったところもすごく丁寧に説明をきちんと、100%安全というものはないけれどもというところを前提にして、でもすごくリスクとしては低いのだよ、重篤な副反応が起きるリスクとしてはすごく低いのだよということまできちんと説明してあげて、それで本人に決めてもらうというのが、やっぱり一番いい流れであると思います。

けれども、やっぱりまだ本当にそこまでの情報が行き渡っていない状況なので、それをどうするかというところを考えていかなければいけないというのが、請願にも書いたあらゆる手段を使ってということなんです。本当に今考えられる手段を使って、その不安、副反応に対する不安というのを軽減してあげること。正しい知識を伝えてあげるということは、これは本当に大人の責任だと私は思っています。ワクチンとかに関する専門的な説明というのは、恐らくですけれども、そこは本人がかかりつけとしているお医者さんとかに聞いてもらうのが、やっぱり一番本人としても安心するのかなと思います。一般的なことは厚生労働省のリーフレットとかにも書いてありますし、筑西市でもそれを配布しているということでしたので、一般的なことはそちらを読んでいただければ、あとの本当に根本的な部分というところは、かかりつけのお医者さんなどに確認していただくのが一番いいのかなと思います。その産婦人科だったりとか小児科が、どのワクチンを持っているのかということによっても、その説明というのは少し違ってくるとしますので、最終的にはかかりつけのお医者さんに相談していくのが一番いいと思います。

あと男子のHPVワクチンの接種については、これも今HPVワクチンについては、男の子の中でも俺たちには関係ないでしょうって思っている方、一定数いらっしゃいます。それもすごく私としてはよくないと思っていて、多分男性の中で大切な女性の方がいない男性っていないと思うのです。自分のおばあちゃんやお母さんでもいいですし、お姉ちゃんや妹でもいいです。あるいは親戚の方でもいいです。友達でもいいです。自分のパートナーでもいいです。自分にとって誰か大切な女性がいる男性の方って、恐らくいないと思うのです。それを考えると、決してそういう意味合いでも、男性にとっても関係のない話ではないし、HPVワクチンの感染ということ自体が、例えば中咽頭がんだったりとか、男性自身の疾患につながってくるということでも、男性にとっても本当に関係のない話ではないので、男子の方にも案内をしていくのが先ということであれば、ぜひそっちも市を挙げて男子についても啓発活動というのはやってほしいと、私もすごく思います。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 祝辞等の啓発活動についてはちょっと違和感があるのですけれども。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方。

○請願提出者 そこについては、自治体でこういうことをやっているところがあるよ、こういうのはどうですかと、あくまで提案の一つとして出させていただいたので、もし筑西市としてはすごく違和感があるということであれば、それはだからやらないということではなくて、別の方法で、例えばさっき学校教育でという話もあったと思うのですけれども、私たちはそこもぜひやってほしい。今回の請願の内容とは少し外れてしまうので書かなかったのですけれども、そういうところも含めた包括的性教育というのをやってほしいというのはすごく思っていて、そういうところも学生に対する自分の体とかについての教育というところは、全然足りていないということもすごく感じてはいますので、またそれは別途請願も出そう

かなとちょっと考えてはいるのですけれども、HPVワクチンのことについてもそこにかかなり関わってることだと。本当に義務教育でやってほしいというのは私もすごく思っています。なので、そこでいい案があれば、ぜひどんどん市を挙げてやっていっていただきたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） では、最後に確認なのですが、例えば対象年齢を過ぎた女性、男性が全額自己負担で接種を受ける場合、医療機関によって多少費用の差はありますが、2価ワクチンと4価ワクチンは3回接種で約4万円から5万円、9価ワクチンは3回接種で約8万円から10万円というかなり高額なのですね。こういうことで間違いないかどうか。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方。

○請願提出者 はい、そうです。間違いないです。なので、その何万円という単位のお金を例えば学生だったとか、あるいは新しく社会人になったばかりの方が、その金額をぽんと出せるかというと、かなり難しいです。そのキャッチアップというところは、来年の3月とかまでで終わってしまうのですけれども、もし予算で可能であれば、自費で打った人のためにも何か助成というところをぜひ自治体で、国が動かないのであれば自治体から、東京都は多分それぐらいの意識で動いています。なので、国が動かないのであれば自治体からという理由で、何か救済策を考えていただけると非常にありがたいです。

○委員長（中座敏和君） ほかにありますか。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ご苦労さまです。私もこういうの初めてなものですから、ちょっとお尋ねします。

これまでにこの請願を出された地方公共団体、大体地方公共団体だと思いますけれども、何か所出されたのか、1点。また、その中でこのあれについて取り上げてもらって、市町村では独自にいろいろな施策をやっています。予算化された団体はこれまでに何団体あるのか。また、このワクチンの対象者、どういった方が対象になるのか。また、このワクチンは1回費用が幾らなのか、取りあえずそういったところをお聞かせ願います。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方。

○請願提出者 その自治体とか、あとは予算案を通した自治体というのが何か所かというのは、すみません、私も正確には把握していません。ただ、自分がいろいろ調べた中で、幾つかは間違いなくあるというのは事実です。例えば筑西市以外にも幾つかは間違いなくあるというのは事実です。それは別に市民からとは限らずに、例えば議会とかのほうから、あるいは医師会からという形で出されたものなどもあるようです。ただ、これは今まで何か所あったかということではなくて、筑西市として可能であれば、できる限り本当にやってほしいです。

あと、ワクチンがどういった方が対象になるかというのは、今のところ日本で定期接種の対象になっているのは女子です。女子だけ定期接種の対象になっていて、年齢としては小学校6年生から高校1年生程度というところですね。ワクチンの費用に関しては、さっき副委員長から説明があったとおりぐらい、本当にもし自費で払うとしたら、非常に高額なワクチンになっています。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 金額的には分からないということですか。

（「金額というのは」と呼ぶ者あり）

○委員（大嶋 茂君） （続）負担金というか。

（「負担金」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 説明者の方。

○請願提出者 負担金というのは、どういう……

（「ですから、医療機関か保健所とか、そういうところ
でこのワクチンはやるわけでしょうから、そのワク
チンを受けた場合、今小学6年生や高校生ぐらいま
での間がやるわけですよ。現在は無料なのか」と
呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 説明者の方。

○請願提出者 現在は無料です。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 女子だけです。

（「女子だけです」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 筑西市のこの数字、キャッチアップ接種8%ですよ、現在。これが目標が80%ということですけども、多分行政がまだちょっと、私なんかも役所の保健とかそういったところを見ますと、盛り上がりないですね。だから現在8%、これを80%というのは、その方策、どういった方策を考えているのか、そういったところ。やっぱりそういったことを示さないと、ただ単なるこれを取り上げてくれという請願でもなかなか難しいと思うのです。世界的ないろいろなところ出ていますけれども、やっている国とか、そういったものの方策を具体的に挙げたほうがよろしいのではないかと思います。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方、どうぞ。

○請願提出者 もし具体的にこういうことをやってほしいというのがあれば、もしこの場で全部語ってよければ、すごくたくさん個人的にはあるので、その実現可能か不可能かは置いておいて、ぜひこういうことをやってほしいということがあれば、すごくたくさん言えるのですけれども、どうでしょう。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ちょっとそうしますと時間がないので、代表的な2つか3つ、こういった方法があるのですよという、たくさんあるというのはいろいろな考えがありますから、ポピュラーでいつて幾つかの方法がありますよね、大きな方法が。それを2つ、3つ。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方。

○請願提出者 まず1つは、多分一番分かりやすいのは、市のホームページとかに一番目立つところに例えば置くとか、あとは筑西市は公式LINEありますよね。東京都がやったように、本当にあとちょっとです、時間がないというような形でキャッチアップ接種世代を中心にメッセージを送るとか、もちろん定期接種の方も併せて送っても全然いいと思います。公式LINEを使った啓発なども考えられます。

あとは、本当は学校での接種をぜひやってほしいというところ。ただ、いろいろ制約があって難しいのは分かります。学校とかでやってしまうと、これはちょっと半分強制なのではないのと思う方が出てくる

のもすごくよく分かります。でも、今の学生たち、忙しいです。何より学生の保護者の方が忙しいです。そうすると、病院へのアクセスというのは、間違いなく悪くなっているのではないのかなという印象をすごく受けます。そうすると、やっぱりふだん行っている場所に接種会場があるというのは、すごく重要なことです。ぜひいろいろなしがらみを取り除いて可能であれば、学校でやってほしいというのがすごく切なる願いです。

○委員長（中座敏和君） ほかにありますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 請願を出すほど頑張っておられるということで敬意を表します。

全体的には、これは市への請願ということで、市としては真剣に取り組まなくてはならないと思います。それと、あと当面は期限までにみんなで受けようということだと思いますけれども、外国と比べると接種率があまりにも低いと。日本の接種率、後でぜひ答弁の中で教えてください。相当低いと思います。ほかの国は80%が幾つもあるというところで。そうすると、日本には確かに説明にあったような経緯があったと思いますけれども、まず期限を切っているというのが、恐らく外国レベルには行かないだろうという予測ができますから、その期限の延長というのも必要になってくると思うのです。

それから、やっぱり市だけでPRというのも限界があるので、全国的に省庁がやるとかなり効果がありますので、そういったことも今後必要だろうと思うのです。そうすると、今回は市だけに対する請願なのですけれども、今度は国に対する請願もぜひ第2弾として出してもらいたいと思います。ここでまた同じように説明されたほうがいいのではないかというふうに思います。

それから、この活動の会を立ち上げていらっしゃるようですけれども、会員は女性だけですか。もしかしたらそうかなと思って、ぜひ男性もメンバーに加えて活動されるといいのではないかなと。というのは、この話を聞いて我々の男の認識というのは、おっしゃられたようにまだまだ低いです。実際私自身も切羽詰まった感がないですから、そういう雰囲気の中でいますから、やっぱりそうでは駄目なのだというところのインパクトを与えなくてはならないと思うので、男も頑張っているところをぜひ見せてほしいというふうに思います。

○委員長（中座敏和君） 説明者の方。

○請願提出者 ありがとうございます。先ほどの期限の延長についてなのですが、本当にこれもぜひやってほしいと個人的にはすごく思っています。ただ、HPVワクチンというのは、性質的に性交渉デビュー前に打つのが一番効果的というところもありますので、ただその期限を延ばせばいいというものでも実はないというところもちょっと難しいところなのですけれども、せっかく打ってくれた人に対する経済的な救済というのは、ぜひ期限を設けずにやってほしいのはもちろんなのですけれども、それがまだ期限があるからいいやという間違ったメッセージとして伝わらないようには、ぜひ併せてしてほしいです。

あと、市だけではPRに限界があるというのも、それもすごく分かるのですけれども、先ほどの説明の中でも少しお話ししましたのですけれども、筑西市からHPVワクチンの動きを盛り上げるぞと、多分そのぐらいの勢いでやっていかないと、それを例えば近隣の市に派生させるぐらいの勢いでやっていかないと、なかなか伸びてこないのではないかな。国の動きが本当に遅々として遅いので、正直そのぐらいの勢いでやっていかないと。私が今回請願を出した自分の周りの人たちだけはせめて守る。本当は全国歩き回って演説したいぐらいなのですけれども、それももちろん現実的には不可能なので、せめて地元の人たちだけは

守りたいというところが、今回市のほうに請願を出させていただいた理由の一つでもあるのです。なので、ぜひ本当に筑西市から動きを盛り上げるぞというぐらいの気持ちで、この問題に取り組んでもらいたいというところの願いがありますので、本当にできる限りのことでいいので、ぜひやっていただきたい。

あと、委員の活動なのですけれども、男性の方もいます、今のところ。実は私が今回一番最初に「もう「知らなかった」という理由で、死なないで欲しい。」と、ここのキャッチコピーを考えた団体なのですが、この団体の代表は男性の方です。男性の医師の方というのが代表をやっています。男性の中でも特に医療関係者というところは、この問題、危機的な状況を感じている人がすごく多くて、ただそれが病院の中だけの話で終わってしまっているというところがかなり苦しいところ。私ももともと病院で働いていたのですが、医療従事者としてつらかったところは、病院に来てもらわないことには何もできないというところがすごくしんどかったのです。だから、殊さら病気の予防というところに関しては、なかなか現場にいと手が出ないことが多かったというのが実情です。

なので、本当にそこは医療従事者が感じている危機感というのを、もっと自治体とかいろいろなところと連携を取って、いろいろな人に伝えていく方法というのをいろいろ考えていかなければいけないなというのを、私自身も思っているところです。ぜひそこで、私一人の力だけでは限界があるので、市が例えば地元の医療機関と連携してできることなどもあれば、ぜひそれもすごく積極的にやってほしいと思いますし、ちょっと今回の請願の趣旨とはずれてしまうのですが、HPVワクチンを打つ年齢の女性の方たちには、ぜひそのHPVワクチンの接種というところをきっかけに、かかりつけの産婦人科医を持つてほしいという願いも持っています。そこでかかりつけの産婦人科医を持つことで、例えば生理の悩みについてだったりの相談とか、いざ自分が妊娠、出産という状況になったときの相談だったりというのが、すごくスムーズにいくことが多いのです。なので、ぜひHPVワクチン接種をきっかけに産婦人科医と連携を取って、自分の一生を産婦人科をかかりつけ医として見守ってもらうというところにまで本当はつながりたい。そこが理想です。

なので、ただその状況に持っていくためにも、やっぱり男性のほうにも情報提供というのはかなり必要だと思っていますので、ここも併せて本当にこれからも頑張っていきたいと思いますし、ここだけでとどまらず、国にもぜひということであれば、そこも頑張っていきたいと思います。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） ありがとうございます。

説明者の方は退席を願います。

〔請願提出者退席〕

○委員長（中座敏和君） それでは、請願第1号について協議を願います。

ご意見等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 以上で協議を終了します。

これより採決いたします。

請願第1号「HPVワクチンについての啓発及び男子の接種費用助成に関する請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本件は採択といたしました。

以上で請願の審査を終了します。

参加者の報告用紙を回収します。

執行部の入室を願います。

〔執 行 部 入 室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、各議案について所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第34号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

健康増進課から説明を願います。

百目鬼健康増進課長。

○健康増進課長（百目鬼恵子君） 健康増進課の百目鬼です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

議案第34号のうち、健康増進課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、5ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、あけの元気館修繕事業につきまして、104万5,000円の繰越明許をお願いするものでございます。これは、経年劣化により水漏れや異音が発生しているあけの元気館温泉設備のろ過ポンプ3台の更新に当たり、受注生産になることから、受注から設置まで相当の期間を要するため、繰越しをするものでございます。

次に、20ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健事業費、説明欄、精神保健事業20万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和6年第1回全員協議会及び先日の小島議員の議案質疑でも説明させていただきました社会福祉法人を受託者とする業務委託契約において、社会福祉法人が実施する相談支援事業を非課税としていた扱いが、令和5年10月4日付の国からの事務連絡によって誤っていたことが判明したことに伴い、当課所管のこころのデイケア事業の平成30年度から令和4年度分までの過年度及び令和5年度、現年度分の業務委託に係る消費税相当分といたしまして、委託料の20万6,000円を増額させていただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、健康増進課コロナワクチン接種対策室から説明を願います。

なお、追加で要求のありました資料をタブレット端末に格納しております。

河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） コロナワクチン接種対策室、河添が説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案第34号のうち、コロナワクチン接種対策室所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、5ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業791万1,000円の繰越明許をお願いするものでございます。これは、令和6年3月分のコロナワクチン接種に関わる医療機関への委託料及び国民健康保険団体連合会の審査手数料、残ワクチンの廃棄に関わる処理手数料でございます。

次に、10ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書2、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目4衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金、説明欄5、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金1億3,576万3,000円の減額をお願いするものでございます。これは、コロナワクチン接種に関わる事業費の減に伴う国負担金の減額となります。詳細につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄14、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金6,035万7,000円の減額をお願いするものでございます。これは、コロナワクチン接種体制の構築に関わる事業費の減に伴う国補助金の減額となります。詳細につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

次に、12ページを御覧願います。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節2雑入（総務）、説明欄3、雇用保険掛金受入金2万7,000円の減額をお願いするものでございます。これは、コロナワクチン接種体制の構築に必要な会計年度任用職員の雇用に関わる雇用保険料の自己負担分について、歳入が見込まれない分について減額をお願いするものでございます。

次に、19ページを御覧願います。3、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種事業1億9,614万7,000円の減額をお願いするものでございます。これは、新型コロナウイルスが5類感染症に見直しとなったことなどにより、当初の見込みより接種希望者が減となったため、コロナワクチン接種に関わる委託料や集団接種を実施しなかったことなどによる事業費の不用額について減額をお願いするものでございます。

また、12委託料のうち3番目、健康管理システム改修委託料44万6,000円の増額（国庫補助10分の10）につきましては、6回目以降のコロナワクチン接種に関わるマイナンバーの副本登録に必要となるものでございます。

なお、事業費全体では減額となるため、財源となっております国負担金と国補助金については、減額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） コロナワクチンの接種集計、ありがとうございます。これを見ると、相当やっばり5類になったということで受ける人が激減ということだと思うのですが、それで今風邪がはやったり、インフルエンザだったり、コロナだったりということで、まずそれらの集計的なものは何か今あるのか、3つ重なっていますけれども。ということと、接種率が下がっていることの影響を市としてはどう

捉えるかというところをお願いしたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） 河添がお答えいたします。

コロナワクチンの接種に対する集計のほうは出ておりまして、令和5年度は48%の接種率になっております。

あとは接種率が下がっていることに関しては、予防接種法のほうで5類感染症となり移行しまして、個人の同意を得てから接種をするということになっておりますので、周知はしておりますが、あくまでも個人の判断で予約をしていただいた上で接種をするということになっておりますので、強制的にはできませんので、あくまでも体制を構築して、希望する方がスムーズに予約をできる体制を構築しているところでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今のところ感染はだんだん下がってはきているようですが、実は私も増えているときに引いてしまったのです。ただ、誰もその状況が分からないと、今どうなっているのか。マスコミなんかでは、今増えていますよみたいなことを言うのだけれども、現場では実感がなかったのです。それでみんな実感があれば、マスクをつけたりいろいろ注意をするのだと思いますけれども、あまりそういう変化が見られなかったのです。そういったことの状況把握とか、保健所からとか国からとか、そういった情報というものはないものかどうなのかということなのです。

○委員長（中座敏和君） 河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） 河添がお答えいたします。

新聞等でやはり個人で確認していただくような形になっている状況なのかなと思います。

以上です。

（「要するに個人に任されているということですね」と

呼ぶ者あり）

（「5類になったのではないですかね」と呼ぶ者あり）

（「いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 先ほど繰越明許のほうで残ワクチンの処分というお話がありましたが、どのぐらいのワクチンの量をお幾らぐらいで処分するのか伺いたと思います。

○委員長（中座敏和君） 河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） 河添がお答えいたします。

残ワクチン数に関しては、現在の見込みで1,305バイアル、7,146回分、まだ3月31日まで接種がありますので、見込みで考えておりまして、廃棄に関しては、今手元に料金に関しては資料がないので、後で報告させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） これまでにもワクチンの処分をしたのかということと、もし処分していれば、

どのぐらいの量を処分して幾らぐらいだったのか、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） お答えいたします。

その件に関しても、国のほうで、ワクチンの種類をいついつまでに新しいワクチンに切り替えるということの指定のあったものも含めてでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） （続）では、すみません。それも後日報告させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） もう1つ伺いたいの、ワクチンなのですが、こちらで量を請求して送ってもらうのか、それともある程度決まった量が自動的に送られてくるのか、伺いたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） お答えいたします。

国のほうで県に配分されまして、県のほうからある程度市町村に配分量が決定されるのですが、市のほうはある程度どれぐらいの接種者数があるかということを見込んだ上で、必要であれば数を減らして配分していただいている状況です。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかに。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） ちょっと記憶があやふやなのですが、このワクチンが5類になったために、期限は3月いっぱいでしたっけ、無償は。4月からは個人負担になるわけですね。その場合、お幾らになるのでしょうか。年齢とかそういう枠があるのでしょうか、その点。多分市民もそういうところ興味あるのではないかと思いますので、ちょっとお聞きします。

○委員長（中座敏和君） 河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） 河添がお答えします。

個人負担にはなる。任意接種になりますので、対象者がインフルエンザと同様になりますので、65歳以上の方が対象なのですが、薬価についてはまだ国のほうで告示がありませんので、どのぐらいになるかというのは、これから国のほうで告示があってから検討になると思います。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、地域医療推進課から説明をお願いします。

長塚地域医療推進課長。

（「すみません。1つ訂正させていただきます」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） では、河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長(河添宏美君) 65歳以上の方は定期のB類に変わりますので、高齢者のインフルエンザと同様になります。

以上です。

○委員長(中座敏和君) では、長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長(長塚哲也君) 地域医療推進課、長塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第34号のうち、地域医療推進課所管の補正予算についてご説明いたします。

まず初めに、議案書の12ページ、こちらのほうを御覧ください。上から4段目、款21諸収入、項6目6雑入、説明欄38、県西総合病院組合医療収入15万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、県西総合病院の未収分の診療報酬のうち、令和5年度分といたしまして収入のあったものでございます。

続きまして、20ページを御覧ください。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄、県西総合病院組合清算事業14万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年中に県西総合病院の未収分の診療報酬18万5,000円の歳入がございましたので、筑西市19.36%、桜川市80.64%の負担割合に応じまして、14万9,000円を桜川市へ支出するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(中座敏和君) 質疑を願います。

仁平委員。

○委員(仁平正巳君) 県西総合病院の医療費の未収分、あとどのぐらい残っているものなのですか。

○委員長(中座敏和君) 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長(長塚哲也君) 仁平委員の御質疑に答弁いたします。

残金になりますが、令和6年1月31日現在で351万4,880円となります。よろしくお願いします。

○委員長(中座敏和君) 仁平委員。

○委員(仁平正巳君) これは回収の見込みは立っているのですか。

○委員長(中座敏和君) 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長(長塚哲也君) 住所が移動してしまって分からない方ですとか、お亡くなりになっている方も中にはいらっしゃいますので、全部というのはなかなか難しいかと考えております。ただ、回収方法としましては、年に2回ほど前期と後期に分けてまして督促の通知を発送いたしまして、お支払いのほうをお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○委員長(中座敏和君) 仁平委員。

○委員(仁平正巳君) ほとんど不可能と言ってもいいのですね。取れないでしょう、だって。

○委員長(中座敏和君) 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長(長塚哲也君) 中には分納していただいている、分割して納付していただいている方も2名ほどいらっしゃいまして、次年度以降住所等分からない方につきましては、住所の照会などもかけまして、実際にお伺いしてということも今のところ検討しております。よろしくお願いします。

○委員長(中座敏和君) 仁平委員。

○委員(仁平正巳君) これは時効というのはあるのですか。

○委員長（中座敏和君） 長塚地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（長塚哲也君） お答えします。

この診療費に関する時効なのですけれども、実は3年というのがございまして、ただこちらの時効のほうなのですけれども、債務者、患者本人のほうから時効を認めてほしいという申出がない限りは、時効が援用されますので、本人からの申出がない限りは、こちらもアプローチをし続けるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、医療保険課から説明をお願いします。

草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

それでは、医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。議案書の10ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書2、歳入でございます。真ん中の段になります。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄1、国民健康保険事業費負担金（保険基盤安定）7万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、11ページを御覧ください。上から2段目、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄1、国民健康保険事業費負担金（保険基盤安定）3万7,000円の増額をお願いするものでございます。これらは、前回の令和5年第4回定例会におきましてご説明させていただいたところでございますが、制度改正により今年1月から、出産する被保険者の産前産後期間分における国民健康保険税を減額免除することとなりました。これによります国民健康保険税歳入の減額分のうち、国から2分の1、県から4分の1がそれぞれ負担金として交付されるものでございます。前回の定例会では、減額免除対象者数を正確に見込めなかったことから、それぞれ1,000円の計上としておりましたが、今回は国から示されました算定方法によります算出額を改めて計上したものでございます。

次に、12ページを御覧ください。上から3段目になります。款21諸収入、項5受託事業収入、目4衛生費受託事業収入、節1保健衛生費受託事業収入、説明欄1、保健介護一体的実施受託事業収入450万円の増額をお願いするものでございます。これは、今年度から茨城県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施しております高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業における受託事業収入でございます。この事業は、従来広域連合が主体となって実施してきました原則75歳以上の後期高齢者対象の保健事業につきまして、関係各課が連携し、高齢者の心身特性に応じたより効果的な事業とすることで、従来から実施しております74歳までの国民健康保険被保険者対象の保健事業と接続して進めるものでございます。

具体的には、健診結果が基準値を超えている未治療者への医療機関受診の勧奨、シルバーリハビリ体操教室や高齢者クラブ参加者への集団健康教室を実施しております。先ほど申し上げました受託事業収入の内訳といたしましては、この事業に携わる保健師等の人件費相当額、通知郵送費などとなっております。

続きまして、16ページを御覧ください。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、一番下

の段になります。目 4 国民健康保険事業費、節27繰出金、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金15万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、先ほどご説明いたしました国、県から交付されます国民健康保険税減額免除相当分に市の負担分4分の1の金額を加えて、国民健康保険特別会計に法定分として繰り出しをするものでございます。詳細につきましては、議案第35号「令和5年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」でご説明いたします。

次に、17ページを御覧ください。真ん中より幾分下の段になります。目 8 高齢者医療給付費、節27繰出金、説明欄、後期高齢者医療経費38万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、2月13日開催の全員協議会でご説明いたしました後期高齢者医療特別会計の受託事業収入に係る消費税の取扱いに關しまして、茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施しております高齢者健診事業が、消費税の課税対象となっておりました年度における消費税未申告分の納付税額相当分を、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出すためのものでございます。詳細につきましては、議案第36号「令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」でご説明いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前11時 1分

再 開 午前11時15分

○委員長（中座敏和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの小倉委員の質疑に対しまして、河添健康増進課コロナワクチン接種対策室長から答弁がありますので、許します。

○健康増進課コロナワクチン接種対策室長（河添宏美君） 先ほど小倉委員のほうから質疑のありました2点について、河添がお答えしたいと思います。

令和6年度4月以降の繰越し分のコロナワクチンの廃棄分の料金ですが、1,300バイアルに対して2万8,000円の処理料がかかっております。今までですが、廃棄分が2,495バイアル、市がお支払いした分が1万3,750円となっております。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 次に、社会福祉課から説明を願います。

神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 社会福祉課の神奈川です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明いたします。

議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、社会福祉課所管分の補正予算につきましてご説明いたします。

初めに、5ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款2総務費、項1総務管理費、事業名物価高騰対応重点支援地方創生事業、金額5,632万7,000円の繰越明許をお願いするものでございます。これは、1月から支給を開始しております物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯に対する1世帯当たり7万円の物価高騰給付金の支給に関わる事務が、令和6年度にかかることが見込まれることによるものでございます。

次に、第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款3民生費、項1社会福祉費、事業名、生活困窮者自立支援事業、金額2万円につきまして、今回の補正予算として計上させていただいておりますが、その処理が令和6年度にかかることが見込まれることから、繰越明許をお願いするものでございます。詳細につきましては、補正予算の歳出のほうでご説明させていただきます。

次に、11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目3民生費寄附金、説明欄1、民生費寄附金の補正額96万1,000円のうち、社会福祉課所管分といたしまして92万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和5年度中に社会福祉関連事業に対する指定寄附といたしまして、2件の寄附があったものでございます。

次に、16ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、説明欄、生活困窮者自立支援事業217万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、社会福祉法人に業務を委託しております相談支援事業等について、国からの通知により当該事業が課税事業であることが明確に示されたことにより、平成30年から令和4年度までの過年度分、令和5年度の現年度分の消費税相当分といたしまして、委託料215万6,000円及び社会福祉法人が過年度の修正申告をすることにより発生いたします延滞税相当分といたしまして、補償金2万円を計上するものでございます。

なお、このうち補償金2万円につきましては、業務受託者であります社会福祉法人が消費税に関わる修正申告を行った日から発生するものでありまして、延滞税の確定が翌年度になることも推測されることから、予算計上に合わせまして繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願います。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明を願います。

寺内障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（寺内智恵子君） 障がい福祉課、寺内でございます。よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、5ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款3民生費、項1社会福祉費、事業名、地域生活支援事業、金額26万円は、今回の補正予算に計上いたしました予算のうち、その処理が翌年度に行われることが推測されることから、繰越しをお願いするものでございます。内容につきましては、歳出でご説明いたします。

続きまして、10ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。中ほどでございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、説明欄9、地域生活支援事業費等補助金2,235万5,000円、その下53、障害者総合支援事業費補助金3万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、国庫補助金内示額の減額に伴うものでございます。

次に、11ページ、中段を御覧願います。款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、説明欄9、地域生活支援事業費等補助金1,117万8,000円の減額補正をお願いするもので、国庫補助金で説明いたしました国庫補助金内示額の減額により、県補助金の減額に伴うものでございます。

続きまして、16ページ中段を御覧願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、地域生活支援事業、こちらにつきましては536万8,000円の増額補正及び歳入でご説明いたしました国庫補助金、県補助金の減額に伴い、3,353万3,000円の一般財源振替をお願いするものでございます。補正予算の増額分536万8,000円につきましては、障害者等相談支援事業を消費税非課税の社会福祉事業として社会福祉法人に業務委託しておりましたが、今般国からの通知により当該事業が課税事業であることが示されたことにより、平成30年度から令和4年度分までの過年度分及び令和5年度、現年度分の業務委託に係る消費税相当分といたしまして、委託料510万8,000円、社会福祉法人が過年度分の修正申告、追納することで発生する延滞税相当分といたしまして、補償金26万円を計上いたしました。

なお、このうち補償金26万円につきましては、業務受託者である社会福祉法人が修正申告を行う日が相手方の都合によるところであり、延滞税の確定が翌年度になることも推察されることから、予算計上に併せて繰越明許費補正もお願いするものでございます。

次に、その下、説明欄、住民情報システム（障害者総合支援）改修事業につきましては、国庫補助金の交付内示額が減額で示されたことにより、財源内訳の国県支出金3万9,000円を一般財源に振り替えるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

野村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（野村 武君） 高齢福祉課、野村です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第34号のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

まず、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄3、介護保険特別会計繰入金301万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、高齢者等買い物支援事業の財源に保険者機能強化推進交付金を充てるため、介護保険特別会計から繰り入れるものでございます。

次に、その下、説明欄4、介護サービス事業特別会計繰入金50万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年度で明野デイサービスセンターやすらぎが廃止となるため、令和5年度決算見込み

による精算分を繰り入れるものでございます。詳細につきましては、議案第38号「令和5年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」でご説明いたします。

次に、17ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目5高齢者福祉費、高齢者クラブ活動等社会活動促進事業でございます。財源内訳の一般財源50万円を企業版ふるさと納税寄附金に振り替えるものでございます。

また、その下、高齢者等買い物支援事業の財源内訳の一般財源301万9,000円を、歳入でご説明いたしました介護保険特別会計繰入金に振り替えるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第35号「令和5年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

草間医療保健課長。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第35号「令和5年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、先ほどご説明いたしました一般会計から国民健康保険特別会計への法定繰出しに伴いまして、歳入予算内訳を調整するものでございます。

議案書の4ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款1項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年課税分、説明欄1、医療給付費分現年課税分15万1,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款7繰入金、項1目1一般会計繰入金、節8、説明欄1、保険基盤安定繰入金（産前産後軽減分）15万1,000円の増額をお願いするものでございます。これらは、出産被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の減額免除相当分を国民健康保険税から減額し、同額を保険基盤安定繰入金として一般会計から法定繰入れを行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第35号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決をいたします。

議案第35号「令和5年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願

います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第36号「令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） 引き続きよろしくお願いいたします。

議案第36号「令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ38万1,000円の増額をお願いするものでございます。

議案書の4ページを御覧願います。第2表、繰越明許費でございます。款1総務費、項1総務管理費、事業名、後期高齢者医療保健事業、金額38万1,000円につきましては、今回の補正予算に計上しております本特別会計における受託事業収入に係る未申告消費税額等につきまして、納付する期日が次年度にまたがる可能性があることから、繰越明許をお願いするものでございます。

続きまして、7ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他繰入金、節2、説明欄1、事務費繰入金38万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、一般会計からの繰入額を計上したものでございます。

続きまして、8ページを御覧願います。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、後期高齢者医療保健事業38万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、2月13日開催の全員協議会でご説明いたしました後期高齢者医療特別会計の受託事業収入に係る消費税の取扱いに関しまして、茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて実施する高齢者健診事業が、消費税法上の課税対象となっておりました平成30年度から令和3年度までの期間における消費税の未申告分33万8,000円及びそれに係る延滞税等4万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第36号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決をいたします。

議案第36号「令和5年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第37号「令和5年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について審査を願います。
介護保険課から説明を願います。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 介護保険課、吉原です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第37号「令和5年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,671万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1,531万7,000円とするものでございます。

初めに、6ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目14節1、説明欄1、保険者機能強化推進交付金1,152万4,000円の増額をお願いするものでございます。

その下、目16節1、説明欄1、介護保険保険者努力支援交付金1,519万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、国の交付金の交付決定によるものでございます。

次に、7ページを御覧ください。3、歳出でございます。款4地域支援事業費、項3目1介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄、介護予防・生活支援サービス事業、補正額の財源内訳の欄、現年度分普通徴収保険料に代わり、介護保険保険者努力支援交付金1,519万3,000円の財源の充当をお願いするものでございます。

その下、目2介護予防ケアマネジメント事業費、説明欄、介護予防ケアマネジメント事業でございます。こちらは、現年度分普通徴収保険料に代わり、保険者機能強化推進交付金340万2,000円の財源の充当をお願いするものでございます。

その下、款4地域支援事業費、項4目1一般介護予防事業費、説明欄、介護予防普及啓発事業でございます。こちらは、現年度分普通徴収保険料に代わり、保険者機能強化推進交付金510万3,000円の財源の充当をお願いするものでございます。

次に、8ページを御覧ください。款5項1目1基金積立金、節24積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業2,369万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、地域支援事業費の財源に保険者機能強化推進交付金850万5,000円と、介護保険保険者努力支援交付金1,519万3,000円の財源充当による介護保険料の余剰分を基金へ積み立てるものでございます。

次に、款6諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金、説明欄、一般会計繰出金301万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、高齢者等買い物支援事業費の財源に保険者機能強化推進交付金301万9,000円を充てるため、介護保険特別会計から一般会計に繰り出すものでございます。

議案第37号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第37号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決をいたします。

議案第37号「令和5年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願いま

す。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第38号「令和5年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について審査を願います。

高齢福祉課から説明を願います。

野村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（野村 武君） 高齢福祉課、野村です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第38号「令和5年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、筑西市デイサービスセンター条例によって運営している筑西市明野デイサービスセンターやすらぎを令和5年度で廃止するため、介護サービス事業特別会計も廃止となることに伴う補正予算でございます。

6ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款1諸収入、項2目1節1雑入、説明欄5、指定管理者変動納付金10万円の減額をお願いするものでございます。これは、令和5年度の指定管理者変動納付金の納付の見込みがないことから、変動納付金を減額するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1介護サービス事業費、項1目1居宅介護サービス事業費、節10需用費、説明欄、通所介護サービス事業60万円の減額をお願いするものでございます。これは、市が対応する修繕に要する費用を一般修繕料として計上していたところ、修繕がなかったため減額するものでございます。

次に、款2諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金、説明欄、一般会計繰出金50万円の増額をお願いするものでございます。これは、令和5年度介護サービス事業特別会計の決算見込みによる繰越金を一般会計へ繰り出すものでございます。

議案第38号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第38号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第38号の採決をいたします。

議案第38号「令和5年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって本案は可決されました。

次に、議案第42号「筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」審査を願います。

なお、追加で要求のありました資料をタブレット端末に格納しております。

医療保険課から説明を願います。

草間医療保健課長。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第42号「筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございます。医療福祉費支給制度、通称マル福は茨城県の制度であり、医療保険各法の規定により患者本人負担分を、県と市それぞれ2分の1ずつ公費で助成することで受療を容易にし、併せて市民の健康保持と生活の安定を図ることを目的としております。このたび、茨城県が本年4月1日より制度を拡充し、障害者間の公平性の観点から重度心身障害者の対象範囲を拡大することに伴い、今回条例改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、筑西市医療福祉費支給に関する条例の第2条第5号を改正し、重度心身障害者マル福の受給要件として対象となる障害等級の各種手帳を重複所持している方などを、新たに対象者に追加するものでございます。今回、別途資料提供させていただいております新旧対照表も併せて御覧いただければと思いますが、追加となる対象者につきましては、精神障害者保健福祉手帳2級及び身体障害者手帳3級または4級に該当する方、精神障害者保健福祉手帳2級及び知能指数50以下に該当する方、身体障害者手帳4級及び知能指数50以下に該当する方となります。

また、65歳以上75歳未満の方は、一部例外はありますが、後期高齢者医療制度における障害認定を受け、後期高齢者医療制度に加入することを要件としております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、この規定は施行日以後の診療に係る医療福祉費の支給について適用し、施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例によることを定めております。

議案第42号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 対象が広がってどれだけの人数になるかお願いします。

○委員長（中座敏和君） 草間医療保健課長。

○医療保険課長（草間 太君） お答えいたします。

障害マル福対象者数は、3月1日現在で2,193人おりますが、今回皆様に資料提供させていただきました新旧対照表の⑦、⑧、⑨番に当たる方は、3月8日現在で調べたところ13人おります。ですので、今回の改正を含めた対象者数ということになりますと、およそ2,200人ちょっとになります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） すると、給付額というのは同じですね。

○委員長（中座敏和君） 草間医療保健課長。

○医療保険課長（草間 太君） お答えいたします。

重度心身障害者のマル福に関しましては、全額公費で助成しますので、医療費自体は自己負担はございません。

以上になります。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） すると、給付は従来どおりということで理解してよろしいのですね。

○委員長（中座敏和君） 草間医療保健課長。

○医療保険課長（草間 太君） はい、そのような理解で結構でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第42号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第42号の採決をいたします。

議案第42号「筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第43号「筑西市介護保険条例の一部改正について」審査を願います。

介護保険課から説明を願います。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 介護保険課、吉原です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第43号「筑西市介護保険条例の一部改正について」ご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令の一部改正により、第1号被保険者の標準段階を13段階に多段階化し、標準料率及び第9号から第12号の基準所得金額を定められたことにより、改正するものでございます。また、介護保険法による介護保険料の見直しにより、各段階の介護保険料率の額を改正するものでございます。

初めに、1ページを御覧ください。第5条、保険料率でございます。第5条第1項で介護保険法施行令第39条から第38条に改めるとともに、各号に掲げる者の額を第1号、2万6,200円から一番下、第9号、9万7,900円まで、議案に記載のとおり改正いたします。

2ページを御覧ください。第10号は10万3,600円とするともに、合計所得金額などを改めるものでございます。上から8行目、所得段階を13段階とするため、第5条第1項に第11号から第13号までを追加し、各号に掲げる者の額を議案書に記載のとおり改めるものでございます。

次に、下から7行目、これは1ページで説明いたしました第1号から第3号の低所得者につきまして、負担軽減を図るため、第1項に定める額からさらに軽減するもので、第1号に掲げる者の保険料を1万7,200円、第2号を2万8,800円、第3号を3万9,400円に改めるものでございます。

次に、3ページを御覧ください。附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行し、この規定は令和6年度分以降の保険料に適用し、令和5年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例によることを定めております。

議案第43号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第43号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第43号の採決をいたします。

議案第43号「筑西市介護保険条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第44号「筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について」審査を願います。

介護保険課から説明を願います。

吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） 引き続きよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第44号「筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

この条例等の一部改正は、令和6年1月25日に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令を受け、4つの条例の一部を改正するものでございます。

初めに、1ページを御覧ください。第1条、筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。主な改正点につきましては、介護支援専門員の1人当たりの取扱件数を35件から44件へ見直しを行うほか、管理者の兼務条件の緩和、身体拘束等の抑制とやむを得ず行った場合の記録、利用者宅の訪問について条件を満たしている場合においては、テレビ電話等の活用により面接ができることを追加し、重要事項のウェブサイトへの掲載等について改正するものでございます。

次に、3ページ、下から2行目を御覧ください。第2条、筑西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。この条例の主な改正点につきましては、先ほどの居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例と同じく、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所など、各サービスの事業において管理者の兼務条件の緩和、身体拘束の抑制とやむを得ず行った場合の記録、介護と医療の連携推進、重要事項のウェブサイトへの掲載等について改正するものでございます。

次に、12ページ中段を御覧ください。第3条、筑西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。内容につきましては、第1条でご説明いたしました指定居宅介護支援事業の事業に関する基準を定める条例とほぼ同じものでございます。

次に、15ページ、2行目を御覧ください。第4条、筑西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。この条例の主な改正内容につきましては、第2条で説明いたしました地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例とほぼ同じものでございます。

続きまして、18ページを御覧ください。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、重要事項の掲示などにつきましては、経過措置を追加しております。

議案第44号の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 身体拘束の件なのですけれども、記録と報告ということで、それを事業者が行って、そのチェック体制というのはどういうふうになりますか。

○委員長（中座敏和君） 吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） お答えいたします。

市は事業所の指導ということで、年に何か所かの事業所を定期的に指導しているところでございます。それに当たりまして、こういった新しく必要となった身体拘束の記録などについては、都度確認をさせていただくこととなります。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） なかなか実態を外部からつかむのが難しいとよく言われていますけれども、記録を見ればどうやっているかというのが分かってくるかと思うのですけれども、それが言ってみれば実態そのままだが反映されていればいいのですけれども、それが正確なのかどうかというところもやっぱりチェックしなくてはならないと思うのですけれども、なかなかそれは難しいものなのではないでしょうか。

○委員長（中座敏和君） 吉原介護保険課長。

○介護保険課長（吉原真由美君） お答えいたします。

こちらにつきまして、恐らくそのチェックリストのようなものが今後示されてくるとは思うのですけれども、そちらの内容については、まだ国のほうも示しておりませんので、はっきりとどういった形でというところはお答えできない部分です。ただ、実際その記録が正しいかどうかという部分につきましては、やはり事業所さんのほうの倫理の問題ということもございますので、その辺は守っていただきたいと思っております。

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第44号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第44号の採決をいたします。

議案第44号「筑西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（中座敏和君） ここで休憩といたします。

休 憩 午後 0 時 2 分

再 開 午後 0 時 5 8 分

○委員長（中座敏和君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、こども部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） こども課の松本です。私から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案第34号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款3民生費、項2児童福祉費、事業名、子ども・子育て支援事業計画策定事業、金額が707万3,000円の繰越しをお願いするものでございます。これは、令和7年度からの筑西市における保育事業や子育て支援事業などの計画を策定するための経費となりますが、国からの情報提供の遅れなどにより、今年度ニーズ調査のほうができませんでした。よって、ニーズ調査及び計画書作成を令和6年度に併せて実施することとなったため、全額繰越しをお願いするものでございます。

次に、その下、事業名、地域子ども・子育て支援事業、金額610万円の繰越しをお願いするものでございます。こちらは、国の補正予算による事業となりますが、補正予算の成立が11月と遅かったため、年度内に事業の完了が見込めないことから、全額繰越しをお願いするものでございます。事業の内容につきましては、歳出にてご説明させていただきます。

次に、その下、事業名、保育対策総合支援事業、金額560万円の繰越しをお願いするものでございます。こちらも国の補正予算による事業となり、年度内に事業の完了が見込めないことから、全額繰越しをお願いするものでございます。事業内容につきましては、こちらも歳出にてご説明させていただきます。

続いて、10ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。歳入に関する事業内容につきましては、全て歳出にてご説明させていただきます。

では、中段にあります款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節3児童福祉費補助金、説明欄7、保育対策総合支援事業費補助金に230万円の増額、同じく説明欄19、こども政策推進事業費補助金に140万円の増額をお願いするものでございます。

次に、同じページの下段、款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄12、子ども・子育て支援交付金に203万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、11ページをお開き願います。中段にございます款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄8、子ども・子育て支援交付金に、こちらも同じく203万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。一番下、下段にあります款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄、子育て支援参画事業でございます。こちらにつきましては、一般財源20万円を企業版ふるさと納税寄附金に財源を振り替えるものでございます。

次に、18ページをお開き願います。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄、多子世帯保育料軽減事業に421万3,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、保育事業を利用する子供を2人以上持つ世帯における3歳未満児の保育料の負担軽減を図るための補助金となりますが、当初予算において見込んでいた補助対象者を超える実績見込みとなったことから、不足する金額について増額補正をお願いするものでございます。

次に、同じページ、その下、説明欄、地域子ども・子育て支援事業に610万円の増額をお願いするものでございます。これは、11月に成立した国の補正予算に伴う事業となります。放課後児童クラブに従事する職員の業務負担軽減を図るためのICT化に要する費用及び翻訳機など外国人の保護者との会話に必要な機器の購入に係る費用の一部を補助するために増額補正をお願いするものでございます。

次に、同じページ、その下、説明欄、保育士確保促進事業でございます。こちらにつきましては、一般財源100万円を企業版ふるさと納税寄附金に財源を振り替えるものでございます。

次に、同じページ下段、説明欄、保育対策総合支援事業に560万円の増額をお願いするものでございます。こちらも国の補正予算設立に伴う補正となります。こちらは2つの事業がございまして、まず1つ目、説明欄の内訳、業務効率化推進事業費補助金の350万円の増額につきましては、保育士の業務負担軽減を図るためのICT化に要する費用及び翻訳機など外国人の保護者との会話に必要な機器の購入に係る費用の一部を補助するために、増額補正をお願いするものでございます。

次に、2つ目、説明欄の内訳、性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金への210万円の増額につきましては、子供のプライバシー保護のためのパーティション等の設置や、保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラの設置など、施設における性被害防止対策に要する費用の一部を支援するために増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、母子保健課から説明を願います。

高島母子保健課長。

○母子保健課長（高島豊美君） 母子保健課、高島でございます。着座にて失礼いたします。

議案第34号のうち、母子保健課所管分の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書11ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。上から5つ目でございます。款18項1 寄附金、目3 節1、説明欄1、民生費寄附金96万1,000円のうち、母子保健課所管分としまして4万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、子育て支援の取組に対し、市内の学校法人野の花学園様から寄附をいただいたものでございます。

次に、17ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。一番下でございます。款3 民生費、項2 児童福祉費、目、児童福祉総務費、説明欄、誕生祝い金事業、補正額の財源内訳欄の一般財源34万円のうち、次のページ、18ページを御覧いただきますと、上段に4万円の記載がございます。これは、先ほど歳入にてご説明しましたもので、民生費寄附金から誕生祝い金事業に充当されるものです。

また、その下、30万円でございますが、企業版ふるさと納税寄附金として誕生祝い金に充当されるものです。これは、株式会社セコマ様、株式会社RUNWAY S様の2社から寄附をいただきましたもので、財源更正を行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第45号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」審査を願います。

こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 引き続き私から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案第45号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、第23条に規定されております施設の重要事項の書面揭示、これらの義務づけをされていたものが見直されまして、これまでどおり施設の重要事項の書面を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信、これはインターネットのことを言います。インターネットにより公衆の閲覧に供しなければならないと定めたことに伴うもので、これに関連する市の筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第23条に、同じように施設の重要事項の書面揭示が規定されております。したがって、そちらの書面揭示に対して揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないと、同様に改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 今、ちょっと内容が分からないのだけれども、これだよね、第45号だよね。特定

教育・保育施設、特定地域型保育事業というのは、内容はどういうこれは内容なの。聞き慣れないから、我々、ちょっとその内容、どういう内容か。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 大嶋委員のご質疑にご答弁させていただきます。

まず、特定教育・保育施設というものは、いわゆる茨城県が認可を行う保育所、幼稚園、認定こども園になります。特定地域型保育事業というのは、小規模保育事業など市が認可する保育事業所というふうになります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 分かりました。

○委員長（中座敏和君） ほかに大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第45号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第45号の採決をいたします。

議案第45号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第46号「筑西市五葉児童クラブ条例の制定について」審査を願います。

こども課から説明を願います。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 引き続き私から説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案第46号「筑西市五葉児童クラブ条例の制定について」ご説明いたします。

今回の条例制定は、令和6年2月に竣工いたしました五葉児童クラブについて、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、施設の設置及び管理に関する条例を制定するものとなります。制定する主な内容といたしましては、名称は五葉児童クラブ、位置は筑西市倉持1138番地6、運営は民間事業者に委託するものとなっております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 昨日は施設見学等ありがとうございました。

こちらなのですが、議案質疑の中で通年利用が160人に対して43人というお答えでしたが、市内の長期休暇中の利用、夏休み、春休み中の利用者は何人ぐらい応募があったのか伺いたいと思います。応募があれ

ば、その中で明野地区以外は何人いるのか伺いたいと思います。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） ご答弁申し上げます。

30人の申告定員に対して15人のお申込みが現在のところございます。その地区別につきましては、すみません。明野地区なのか、関城地区、下館地区なのかというところまでの仕分をしておりませんでした。申し訳ございませんが、こちらのほうはご答弁できません。大変申し訳ございません。

○委員長（中座敏和君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、後ほどでいいので、地区別の人数、分かればお願いいたします。

あと、こちら公募型プロポーザルで事業者選定したということですが、この公募型プロポーザル、1次審査とかに応募された事業者、何事業者あったのか、2次審査が何事業者だったのか、お願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） 小倉委員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、申込みがございましたのは4社でございます。1次審査において審査した結果、3社を2次審査プレゼンテーションの対象者として、プレゼンテーションのほう2次審査を開催いたしました。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 条例で第3条の2のところでは保育事業を委託するものとする、管理を委託するものとするという条項があるのですが、この条項はあってもなくてもよさそうな気がするのですけれども、委託するのは市のほうで考えるわけだから、必要があれば委託するということになると思うので、わざわざ規定する必要があるのではないかというふうに思うのですが、この辺の条例の組立てはどのようなのですか。

○委員長（中座敏和君） 松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） ご答弁申し上げます。

まず、この放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ事業は、国が定める子ども・子育て支援交付金事業の中の一つで実施しておりまして、その中で放課後児童健全育成事業もほかの事業もそうなのですけれども、実施主体は市町村とするというふうにならず実施要綱のほうにそう定めております。ただし書で、ただし市町村が認めた者に委託することもよしとするというふうに規定されておりましたので、そういったものも含めて、市が直営で実施するものではないということを公に管理の部分で示したということになります。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 一般論で言っているのですけれども、わざわざうたわなくても、必要な場合には事業の中で自由に委託しているのですよね、いろいろな事業では。そこには別にこういう規定はしていないのだから、この規定が必要なかどうかというところで、論理的に条例をつくるときに、これがどうしても必要なかどうかということ。ちょっと納得いかないのですが、というわけで聞いてみたところです。

○委員長（中座敏和君） 答弁ありますか。

松本こども課長。

○こども課長（松本芳視君） この設置管理条例をつくる際に、他市町村の条例なども調査研究させてい

ただいてつくっております。なので、絶対に必要な条項かと、それとも全く必要のない条項かということというものが、様々な市町村によっても判断が分かれると思います。ただ、今回筑西市といたしましては、あえて委託をするのだということで設置管理条例のほうを定めさせていただいたところでございます。すみません。

（「分かりました。規模が大きいでしょうから」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） ほかに大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第46号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決をいたします。

議案第46号「筑西市五葉児童クラブ条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上でこども部の審査を終了します。

執行部の入替えをお願いします。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

○委員長（中座敏和君） それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

初めに、議案第31号「財産の取得について」審査を願います。

学務課から説明を願います。

根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） よろしく申し上げます。学務課の根本でございます。着座で失礼いたします。

議案第31号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

令和7年度に本市の小学校に入学する児童に対して入学祝品を贈呈するため、下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法及び筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、購入物品、ランドセル、契約の方法、条件付一般競争入札、取得予定価格は3万6,080円、これは税込みの単価でございます。限度額は2,544万8,500円でございます。相手方は広沢商事株式会社でございます。本件につきましては、令和6年1月30日に入札を実施し、翌1月31日に仮契約を締結したところでございます。

次に、別紙の参考資料を御覧願います。小学校新入学児童ランドセル購入の概要でございます。本件の目的は、令和7年度の小学校新入学児童に対して、入学祝品としてランドセルを贈呈するものでございます。納入場所は、市内各小学校及び教育委員会となります。契約単価は税込みで3万6,080円、相手方は広沢商事株式会社でございます。納入期限は令和7年1月15日、これは来年度の入学説明会で配布できるように期限を設定しているものでございます。ランドセルの仕様は、牛革製、A4ワイドサイズ、色は黒、

赤、キャメルの３色となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 色が１色増えたわけなのですが、単価は変化はどうでしょう、前年、前々年と。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

まず、繰り返しますが、今回が税込みで３万6,080円、前年度が３万4,100円ですので、2,000円弱の増になっております。前々年度が３万1,350円でしたので、このときに約4,000円ほど増加になっております。このときが２色から３色になったときですので、加工単価等が増加したものと考えております。

以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 令和７年、つまり来年の４月入学児童ですよね。それで、対象人数が661人、市内小学校16校、当然明野五葉学園も入っていると思いますけれども、広沢商事株式会社さんがずっとこれ落札していますけれども、まず入札に参加された人数、それから条件つきとはどういう条件をつけたのか。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

まず、入札の参加者数ですが、１者でございます。条件付きの条件ですが、まず１点目が市内に本店、支店または営業所を登録していること、２点目が過去10年以内に国、県または市町村と物品調達の売買契約をして物品を納入した実績があることという２点の条件でございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 非常に言いにくいことなのですが、広沢商事株式会社さんってこういう物品を扱う本業でもないのに、市内にはいわゆるバッグ類を扱う業者が多少あると思うのですが、１社で入札したというのはどういう意味だか分からないのですけれども、まず入札をこういうのをしますという公表をいつ頃したのか。業者の人は知らないのですよ。つまり入札やったこと自体も。私ども知っている限り、ある業者の方が今度は入札に参加してみたいと、こう言っているのですが、だけれども、今の条件を聞きますと、10年以内にいわゆる役所と取引があったかどうかということでしょう。こういう条件はおかしいと思うのですよ、地元業者の保護、育成という観点からすると。入札いつやったのかも分からない。ましてこれは１社で、競争性も公平性も全然ないですよね。これ通ってしまうというのは、これ入札の効力は全然ないと思うのですが、その辺の考え方はどうですか。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

入札につきましては、入札の担当部局と相談してやっているところですので、公正に行われているというふうに考えております。まず、入札の公告ですが、１月12日に公告をしております。開札日が先ほど言

いましたように1月30日ということでございます。

入札の公平性の問題でございますが、確かに1者ということで残念な数ではございますけれども、以前までは指名競争入札で、市内のそういった取扱業者さんを指名させていただいて入札をしておりましたが、やはり辞退者が多かったりして指名が成り立たないというような年数が何度か続いて、一般競争入札に切り替えたということでございますので、入札自体は公正に行われているものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 1月12日に公告をして30日というのは、非常に期間も少ないですよ、考えたら。それで、来年の4月入学児童に、こんなに早くやらなければいけないのかなという素朴な疑問なのですが、もう少し送っても、市内の業者に公告をして考える時間を与えてもいいのではないかと私は思うのですけれども、その辺のところ。

○委員長（中座敏和君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

おっしゃいますとおり、2色でやっていた頃は6月の議会に提出させていただいておりました。3色になったことによりまして、2色のときは基本的に男児が黒、女児が赤ということで予定数が見込めましたので、業者のほうでも人数さえ分かれば準備ができるというところでしたが、3色になったことによりまして、入学予定の保護者の方に希望する色のアンケートを取って、数ごとの集計を出してから発注するというので、2か月ほど前倒しにさせていただいているというところでございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 分かりました。参考までの意見として聞いてほしいのですけれども、実は最近、会社名言って何かおかしいかもしれないけれども、ワークマンで物すごく安いランドセルを発表したのです。1万円しなかったと思います。非常に軽量で堅牢で、色は黒1色だと思えるのですけれども、子供たちってタブレット入れたり、結局重いのを背負うわけですよ。だから、皮の6年間、もちろん6年間皮だからもつのでしょうか、そういう概念も取っ払って数千円でできる6年間もつものがあるという、存在があるという、この世の中には。そういうことを考慮して、言っては悪いけれども、広沢商事株式会社さんにとらわれないで考え直す時期に来ているのではないかなと。非常に軽くて丈夫だそうです。参考意見です。ワークマンと私何の関係ありませんから、誤解のないように。答弁結構です。

○委員長（中座敏和君） ほかに。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 今、仁平委員のほうからも出たのですが、私もこの1者のみの入札、これはやっぱり市民に説明できない。だから、何かこれは工夫したほうがいいと思います。広沢商事株式会社さんずっとやってきたのを私も気になっているのですが、確かに何者かあつての広沢商事株式会社さんで決定したのならいいのだけれども、これは私らの耳、市民の間から意見が出されています。これが悪いというのではない。今、最大のあれでやっているのでしょうか、市民の目から見たら、やはり何かあるのではないかなんて疑いを持たれるような気もいたしますので、何か行政側は工夫したほうが私もよろしいのではないかと思います。答弁は結構です。

○委員長（中座敏和君） ほかにはないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第31号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決をいたします。

議案第31号「財産の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

学務課から説明願います。

根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） 続けてご説明させていただきます。

議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、学務課所管の補正予算についてご説明をさせていただきます。

11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金、節1教育費寄附金、説明欄1、教育費寄附金46万円のうち、6万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、株式会社筑波銀行様から学校教育関係事業に対して指定寄附をいただいたものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。25ページの一番上の段でございます。款10教育費、項2小学校費、目2小学校教育振興費、節17備品購入費、説明欄、小学校教育振興事業に6万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳入でご説明いたしました学校教育関係事業への指定寄附につきまして、小学校の図書購入費用として活用させていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、義務教育学校整備課から説明を願います。

市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） 義務教育学校整備課、市塚でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、義務教育学校整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款10教育費、項3中学校費、

事業名、中学校施設環境整備改修事業330万円の繰越しをお願いするものでございます。これは、関城中学校屋内運動場において照明の不具合が著しく、早急な対応が必要な状況にあることから、早期に教育環境の改善を図るため、設計業務を委託するものでございます。

なお、年度内完了は困難なことから、設計業務委託料全額を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、7ページを御覧願います。第3表、地方債補正（変更）でございます。下から2行目、学校整備事業債の限度額を5億4,630万円から5億2,240万円に減額補正をお願いするものでございます。これは、下館南中学校プール改築工事に係る学校施設環境改善交付金2,508万6,000円の交付決定により、市債の発行限度額を2,390万円減額するものでございます。

続きまして、10ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款13分担金及び負担金、項1分担金、目10節1教育費分担金、説明欄1、スクールバス保護者負担金に86万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、スクールバスの運行に係る利用者数が確定したことによるものでございます。

次に、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10教育費国庫補助金、節1義務教育費補助金、説明欄17、へき地児童生徒援助費等補助金に173万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、スクールバスの運行に係る補助対象者数が確定したことによるものでございます。

続きまして、11ページを御覧願います。項4交付金、目10教育費交付金、節1義務教育費交付金、説明欄4、学校施設環境改善交付金に2,508万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、下館南中学校プール改築工事について、学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたことによるものでございます。

次に、款18寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金、節1教育費寄附金、説明欄1、教育費寄附金46万円のうち10万円の増額補正をお願いするものでございます。この10万円は、株式会社角藤様から教育施設整備事業に対して指定寄附をいただいたものでございます。

続きまして、12ページを御覧願います。款22項1市債、目10教育債、節7学校債、説明欄1、学校整備事業債について2,390万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、先ほど第3表、地方債補正でご説明しましたとおり、下館南中学校プール改築工事に係る学校施設環境改善交付金の交付決定を受けて、市債の発行額を減額するものでございます。

続きまして、24ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、説明欄スクールバス運行事業について1,192万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、スクールバスの運行に係る契約額の確定により減額するものでございます。また、歳入でご説明いたしました保護者負担金の減額、へき地児童生徒援助費等補助金増額分を充当するため、財源更正を行うものでございます。

次に、25ページを御覧願います。項2小学校費、目3小学校営繕費、説明欄、小学校施設営繕事業でございますが、歳入でご説明しました寄附金を充当するため、財源更正を行うものでございます。

次に、項3中学校費、目3中学校営繕費、説明欄、中学校プール整備事業でございますが、歳入でご説明しました下館南中学校プール改築工事について、学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたことから、この交付金を財源充当し、市債及び一般財源を減額する財源更正を行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 6 ページだったかな、先ほど説明を受けました聞き違いかどうか分かりませんが、
けれども、関城中学校の体育館の電気が暗いって、その原因は何だったのですか。

○委員長（中座敏和君） 市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） 関城中学校の照明でございますが、照明が暗い、不具合が生じている主なものとしましては、関城中学校の体育館でございます、平成16年に建築してございます。建築後約20年程度経過しているというところが主な要因でございます。

なお、本来であれば、市の方針により公共施設照明LED化事業、別の部のほうの事業の中で改修が進められる予定でおりまして、ただそちらのほうの進捗を見計らって協議をした上で、当教育委員会のほうで整備することで早期に教育環境の確保を図ればということで、今回繰越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 関城中学校の体育館というのは、非常に建設当時から問題だったよね。建設会社と何か係争した歴史もありますよね。今さらもう何年もたっているから、言ってもしょうがないですけども、もしかしたらいいかげんな工事というか、ミスだったのかなと想像はしますけれども、答弁は結構です。

○委員長（中座敏和君） ほかに。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） スクールバスなのですけども、結局最終的に利用者、それから運行委託料の総額はどうなりますか。

○委員長（中座敏和君） 市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） 利用生徒数でございますが、24名でございます。スクールバスの契約額でございますが、当初契約額につきましては1,022万3,400円が契約額でございました。ただ、その後国土交通省のほうの運賃改定がございましたので、第1回の変更を行ってございます。その変更によりまして1,130万4,018円というものが、2回目の1回の変更を行った契約額となっております。

以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 1,130万円が最終の額ということですね。

○委員長（中座敏和君） 市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） 最終額につきましては1,130万4,018円でございます。

（「もう1回お願いします」と呼ぶ者あり）

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） （続）1,130万4,018円でございます。

（「分かりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） ほかに。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） スクールバスの利用が24名ということで、これのうち国とか県の交付金の対象というのですか、へき地児童生徒援助費等補助金の対象になっている方は何名いらっしゃるのですか。

○委員長（中座敏和君） 市塚義務教育学校整備課長。

○義務教育学校整備課長（市塚文夫君） 9名でございます。

○委員長（中座敏和君） ほかにいいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習課から説明をお願いします。

成田生涯学習課長。

○生涯学習課長（成田佳輝君） 生涯学習課、成田でございます。着座にてご説明申し上げます。

議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、生涯学習課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款10教育費、項7保健体育費、事業名、運動場等管理運営経費で2,307万円の繰越しをお願いするものでございます。2月13日の全員協議会におきましても、議員の皆様にご説明をさせていただきましたが、昨年7月、協和サッカー場におきまして夜間照明用高圧ケーブルが切断され盗難に遭ったことから、電気設備の復旧工事及び防犯対策工事を実施するための工事請負費の増額補正を今回お願いするものでございますが、工事の年度内完了が困難であることから、工事請負費の全額2,307万円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金、節1教育費寄附金、説明欄1、教育費寄附金46万円のうち30万円の増額補正をお願いするものでございます。この30万円は、東京都豊島区在住の三上路生様から、文化関係事業に対して指定寄附をいただいたものでございます。

続きまして、26ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款10教育費、項7保健体育費、目2体育施設費、節14工事請負費、説明欄、運動場等管理運営経費に2,307万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、繰越明許費補正でもご説明しましたとおり、協和サッカー場におきまして、昨年7月に夜間照明用高圧ケーブルが切断され盗難に遭ったことから、電気設備の復旧工事及び防犯対策工事を実施するため、工事請負費の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑をお願いします。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） これはサッカー場の話なのですが、業者は決まっていたのですか。

それと、工事をやった場合に、いつからこれは使用できるようになるのですか。

○委員長（中座敏和君） 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長（成田佳輝君） お答えいたします。

業者は決まっております。入札方式で決めようと思っております。

また、期間についてですが、実は海外の情勢、それから大阪・関西万博などの影響がありまして、物資だとか材料等、そちらの入荷状況などもございますので、契約が済みまして、その状況などは詳細に調べ

てまいりたいと思います。時期については未定でございます。

以上です。

○委員長（中座敏和君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうすると、2,307万円と言っていますが、資材の高騰その他の諸事情により、この金額は違ってくる可能性はありますか。

○委員長（中座敏和君） 成田生涯学習課長。

○生涯学習課長（成田佳輝君） お答えいたします。

今ところ、これ以上高騰する予定ではございませんので、一応高騰分は見込みまして予算は立てておりますが、これ以上は膨らまないような考えでおります。

以上です。

○委員長（中座敏和君） ほかに大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習センターから説明をお願いします。

長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 生涯学習センターの長本です。着座にてご説明させていただきます。

議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、生涯学習センター所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。上から2行目、款10教育費、項6社会教育費、事業名、関城地区公民館施設改修事業、金額394万9,000円の繰越明許をお願いするものでございます。これは、黒子公民館西側借地の整地費でございます。こちらにつきましては、現在地元自治会のリサイクルステーションとして利用していることと、黒子公民館解体後にリサイクルステーションを解体跡地に移転することから、当該借地については整地を行い返却をいたします。

なお、借地には現在解体工事のための工事現場事務所を設置しており、工事完了後の撤去となることから、整地につきましては令和6年度以降の実施となるため、繰越しをお願いするものでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（中座敏和君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第34号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第34号について討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決をいたします。

議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第50号「義務教育学校の開校に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」審査を願います。

学務課から説明を願います。

根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） 学務課の根本です。よろしくお願いいたします。

議案第50号「義務教育学校の開校に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

初めに、条例の提案理由でございますが、令和6年4月に明野五葉学園が開校となりますことから、これまでの小学校、中学校に加えて新たに義務教育学校という学校の種類が加わります。これに伴いまして、条例の条文中に、これまで「小学校及び中学校」と表記されていた箇所を「小学校、中学校及び義務教育学校」のように表記を変更する必要があることから、複数の関係する条例について所要の改正を行うものでございます。また、明野五葉学園の開校に伴い必要となる制度上の改正を併せて行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明をさせていただきます。初めに、第1条でございます。第1条は、筑西市附属機関に関する条例の一部改正でございます。関係する条項に「義務教育学校」という文言を加えるほか、明野五葉学園の開校に伴い義務教育学校・明野地区準備委員会がその役目を終えるため、この項を削るものでございます。

次に、第2条、筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。関係する条項に「義務教育学校」という文言を加えるほか、「小中学校学区編成審議会」の名称を「小中学校等学区編成審議会」に改めます。また、新たに「学校産業医」という非常勤特別職を加えます。これは、明野五葉学園の教職員の人数が50人を超える見込みであるため、労働安全衛生法の規定により産業医を置く必要が生じることによるものでございます。

また、第1条と同様に義務教育学校・明野地区準備委員会の項を削るものでございます。

次に、第3条、筑西市暴力団排除条例の一部改正でございます。関係する条項に「義務教育学校の後期課程」という文言を加えるものでございます。

次に、第4条、筑西市立小中学校学区編成審議会条例の一部改正でございます。第2条と同様に題名を「筑西市立小中学校等学区編成審議会条例」に改めます。また、関係する条項に「義務教育学校」という文言を加え、これに伴う文言の整理等の所要の改正を行うものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行期日を令和6年4月1日からとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中座敏和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 質疑を終結いたします。

議案第50号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中座敏和君） 討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決をいたします。

議案第50号「義務教育学校の開校に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中座敏和君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会の審査を終了します。

執行部は退室を願います。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（中座敏和君） これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 1時55分